全　議　事　録

|  |  |
| --- | --- |
| 会議名 | 平成２９年度第１回山陽小野田市文化財審議会 |
| 開催日時 | 平成２９年８月２３日（水）　午後１時３０分から１６時００分 |
| 開催場所 | 中央図書館　第２会議室 |
| 出席者 | 磯部吉秀、開初茂夫、嶋田紀和、瀬口哲義、德重壽美雄、原田直宏、松永保美 |
| 欠席者 | なし |
| 事務局 | 宮内茂則（教育長）・和西禎行（社会教育課課長)・臼井謙治（社会教育課課長補佐）・石原さやか（歴史民俗資料館館長）・中村扶実子（社会教育課係長） |

３　教育長あいさつ

教育長　　皆様、改めましてこんにちは。教育長の宮内茂則と申します。６月９日付けで、教育長に就任いたしました。ようやく２ヶ月半が過ぎたところです。まだまだ不慣れでございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

　　　　　先ほど、辞令を交付させていただきました。このたび委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。平成２９年６月１日から平成３１年５月３１日までの２年間、専門的、学術的な立場から貴重な御意見をいただきながら、やってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。従来、文化財行政におきましては、保存に重きを置いてまいりました。しかし近年、まちづくりのツールの一つとして、文化財が大変クローズアップされてまいりました。そのような流れの中で、本市では、平成２６年２月にふるさと文化遺産という制度を作り、活用という観点で取り組みをはじめさせていただいております。文化財審議会委員のみなさんの、御意見とご協力をいただきながら、今回４つ目の「高泊開作」の案が出来上がりました。教育委員会としては、活用という点で、まだまだ周知が足りないと反省しております。今後市役所内で連携を含めて、周知活用を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。最後になりますが、隣接する歴史民俗資料館におきまして、現在、「戦争の記憶2017」という企画展を開催しております。審議会終了後、お時間がありましたら是非、ご覧いただきますようお願い申し上げます。それと、あわせまして、元歴史民族資料館館長でもありました、また、この審議会の委員もされました、河野豊彦様が、先日こうした当嶋八幡宮のことについてまとめた本を出版されました。記念に各小中学校と図書館と教育委員会に１冊ずつ寄贈していただきましたので、皆さまに御披露させていただきたいと思います。それでは、どうぞよろしく本日はお願いいたします。

４　委員・事務局紹介

委員、事務局自己紹介

５　議題

（１）会長・副会長の選出について

会長：松永委員、副会長：嶋田委員に決定

（２）平成２９年度ふるさと文化遺産について

事務局　　事前に資料１と、参考に前回の審議会で提出したものを配布しています。前回の審議会でいただいたご意見を参考に、よりストーリー性のあるものにしています。ご意見等をいただいて、４つ目のふるさと文化遺産として登録したいと考えています。すでに少しご意見をいただいています。１ページ目の地図に五挺唐樋、汐止記念碑の表示をしてはどうかというご意見をいただいておりますので、そのように修正します。また、事務局の中の意見ですが、今、１ページで、赤で囲んだところが高泊開作ということで、ここが以前は海でしたという説明をしていますが、こういう説明をすると他のところが海でなかったように見えるので、前回の案の中に江戸時代以前の山陽小野田市という地図がありますが、これを一緒に載せた方が分かりやすいのではないでしょうか。

開初委員　山陽小野田市ではここは海だった、干拓であったところですという地図が分かりやすい。

嶋田委員　これは、ふるさと文化遺産登録が決まった場合はどこに配布しますか。

事務局　　今まではホームページに載せて、特に冊子にして配布はしておりませんが、配布については考えなければいけないと思っており、公民館や学校で、ふるさと学習に使っていただいたらと思っているところです。配布の仕方は検討したいと思います。

嶋田委員　登録しただけで周知できないともったいない。

開初委員　今までの分も合わせて、図書館に置いたらいいのではないか。

事務局　　登録された後に、歴史民俗資料館で、これに沿ったミニ展示を、今企画しており、１１月の後半くらいから予定しています。もともと開作に関する展示はありますが、この内容に沿った展示をして、そこで周知をしようかと考えています。

松永会長　地図に関する意見が出ていますが、広域の地図が分かりやすいです。同時に、詳細についてはこちらが分かりやすい。編集の問題もあると思いますので、事務局でお願いします。今まで、学校には配布していなかったということですが、たとえば小学校の三年生とか、地域のことをお話するときに、大いに参考になると思います。少なくとも先生の教材には提供した方がよい。

磯部委員　学校が忙しくて、昔は校区のことをやっていたのですが、最近また遠ざかっています。本当はやらないといけない。

徳重委員　磯部先生が言われたように、小学校、中学校は教科を教える以外の事務処理にすごく時間をとって、余裕がない。われわれ審議会委員はその地域のベテランですからね、やはり子供たちに、周りにどういうものがあるというのを、こちらが積極的に投げかけなければならない。こちらが積極的に投げかければ結構学校側も動くかもしれません。

開初委員　一学期に厚狭小学校で三年生にふるさと文化遺産の寝太郎さんの話をしました。それから、先生に厚狭のことを知ってもらおうと、教員室で講演のようなものをやります。その後、フィールドワークで三年生を連れて寝太郎を案内しようと思っています。先生が積極的にそういうことに参加できるような配慮を教育委員会でしてほしい。

松永会長　やりたくてもなかなか時間が取れないということもあるでしょうが、貴重な意見だと思います。

瀬口委員　広報にダイジェスト版を一枚紙くらいで出されますよね。

松永会長　なるほど、広報活用ですね。

嶋田委員　冒頭の中で、教育長から、活用のお話をいただいきましたが、竜王山、寝太郎、セメント、高泊と今度で４つ目です。これを登録してきて、どのように活用されてきたかということが非常に弱いところ。審議会の中でどういう活用をするかということを議論する必要がある。私どもは語り部の会で発信するサイドです。市内の小学校の子供たち、市民も含めて、市内の歴史や文化財への認識や理解度というものが非常に低いと思います。私は学校にずいぶん前から入って地域のことを教えたりしていますが、語り部の会では今年学校に入ろうというのをテーマにしています。先生方は忙しくてなかなか手が回らないでしょうから、語り部の会の会員は市内全域おりますので、その会員を学校の方から使ってもらいたい。でコミュニティ・スクールにもつながっていくし、地域の人材活用にもつながるし、お役にたてると思います。本山小学校におきましては三年生から六年生までの地域の文化、自然、歴史の体系的なカリキュラムを作ろうと校長先生とお話をしています。ぜひ発信、活用ということを真剣に考えていきたい。特に子どもたちには知ってほしいです。郷土に対する愛ということにつながっていくと思います。

教育長　　本当に有難いご意見を沢山いただきました。今、学校の方も、ふるさとを愛する心の育成ということで、強く言われています。お話がありましたように、山口県の小中学校は昨年の４月１日以降コミュニティ・スクールになりました。地域の方にどんどん学校に入っていただいて、学校も地域にどんどん出ていって、地域の方から学校支援、学校が地域貢献ということで、地域とともにある学校づくりを進めていこうということがコミュニティ・スクールの大きな目標です。今そういった機運が盛り上がっていますし、各方面もそういう視点で動こうとしています。ふるさとを愛する心の育成ということであれば、地域の文化財がどういうものがあるかということを知ってもらうことは、すごく大事なことです。それにはすごく良い資料だと思います。こういったものがあるという周知がこれまで十分ではなかったと思うので、先生方にまず知ってもらい、また、学校の方にも、地域連携担当という教員がおりますので、それぞれ語り部の方にも、その教員を通してお願いできればありがたいと思います。ただ急に適用というふうにもならないと思いますので、早目に、どういった形でやっていくかということで、是非お願いしたいと思います。

瀬口委員　汐止して来年が３５０年になる。ちょうど３５０年という節目になるので、主体がどこになるかわからないけど、大々的に宣伝していったらどうでしょうか。

松永会長　色々ご意見が出ました。出来るだけ、これを活かせるようにお願いします。

嶋田委員　文化遺産にはロゴマークのあるシールを貼りますが、今度高泊開作が登録されたらどこまでそのシールを貼りますか。主だったところだけですか。

瀬口委員　前回はリストがありました。

事務局　　以前の３つについてはどこにシールを貼るかというのをご相談させていただきました。今回、かなり広範囲にわたりますので、シールを貼るところと看板を作るところをまたご相談させていただきます。

嶋田委員　高泊神社の説明板に貼ろうと思えば、承諾が必要でしょうね。汐止めの碑がありますけど、あそこには柱だけあります。説明文をつけてないですね。

事務局　　そうですね、汐止めの碑のところは、今回のふるさと文化遺産の象徴的なものになる考え方もありますので、そこに看板を立てても良いかなと思います。またご相談させていただきます。

松永会長　人による発信という方法もありますし、掲示とか表示というのは、モノで発信する意味がありますよね、初めて行かれたという方もそういう看板があれば、ある程度理解ができますから、そういったことは必要になると思います。よろしくお願いしたいと思います。

徳重委員　勘場屋敷について、現在のままだと事が進まないと思います。９代斉房、１０代の斉熙が、短期間でもおられて、あそこで食事を取られたりしたのですから、思い切って、勘場殿様屋敷でいいと思います。現在は場所が不便なところだから、観光資源として使うために場所を変えることも考えるべき。あそこには江戸時代初期の庭、簡単だけど素晴らしいものがある。もっと人が近寄りやすくて、駐車場も出来て、長府の毛利の庭園のように結婚式場だとか、または江戸時代のお食事処とか、もっと思い切って、商業的である、コマーシャル的であるけれども、何かそういうことをやって、歴史民俗資料館の資料も置いてですね、ＰＲ出来るような方法をとらないと。これは周りの人の理解とか、市民の理解とか必要だし、また、市の財政的なこともあるとは思いますが。文化財審議会の審議はもちろん教育委員会の下にある諮問機関ではあるけれども、もっと意見を出して、予算をつけてもらってやっていきたいと常々考えております。

松永会長　勘場屋敷に対する非常に熱い思いを発言されたと思います。議題の２でもまたいろいろと伺いたいと思います。その他ご意見と言うか、修正等がありましたらお願いします。

　　　　　４ページの下の方ですが、堤防が切れてしまって、萩藩が改めて「工夫をこらし勇気を百倍にして工事を続けるよう激励した」とあります。これは実際には萩藩の重臣の大部分はこれ大分首を横に振ったようです。頑張ったのは当職の阿川毛利就方です。それがいなかったら、続行できたかどうかわからない状況があったということも、一つの事実でございます。それから、岩崎寺の先から、３７０９ｍから、松江八幡宮から、１０９０ｍとあります。これは海土手と川土手という言い方がありまして。川土手はご存知のように有帆川を下っている土手ですね、当嶋八幡宮から松江八幡宮までが海土手にあたる。海土手がほとんど切れました。だから位置を変えるといった発想となった、ということだと思います。これ、記述的に問題があると言うことではありませんけれど、こういうことがあるということを、みなさんにはお知らせしておきたいと思います。それから６ページ、綿の栽培の話があって、高泊開作は綿を植えていたのでしょうか。実はですね、小野田新開作は綿栽培をやっております。荒地だったのですが、ここに書いてあるとおりですね。塩分が残っておりますので綿栽培をしています。それと、７ページで、遊水地の問題が殆ど出ていませんが、海を開作するのに遊水地が絶対必要です。参考までに。

瀬口委員　今の距離の標記の仕方ですが、「間」で書いて、括弧書きでメートル表記した方が、いいかと思います。昔は、何間と言っていて、それを換算したからということで。実際地図上で当たったら、だいたいぴったりです。土手と、殆ど差がないです。

松永会長　専門的なご指摘をいただきました。

瀬口委員　記念ウォークとか、一回皆で歩いてみたらいいのではないでしょうか。

松永会長　それと、１９ページの下のほうの地図には、高千帆橋と７番だけしかポイントの指摘がないので、たとえば萩森口交差点などの表示があれば。それと石井手堰というのは皆さんご存知でしょうけど、高千帆橋というと分からない人も結構多いので、もう少し詳しくしたら分かりやすいかなと思います。また、火箱に石炭問屋奉納石祠ございますよね。ああいったあたりをちょっと入れてもらうと、思い起こす人は多いかもしれません。上の地図にも国道の１９０号線を入れたら分かりやすいと思います。ここに実際に行こうと思えば誰でも地図を見れば行けるので、良い地図だと思いますが、まあ、そういったのを入れると少し分かりやすくなると思います。

磯部委員　今気がついたのですが、西福寺はあそこですか。西福寺ではなくて高泊小学校ですね。

開初委員　１８ページの地図の⑤が観音山城跡となっていますが、これは入り口ですね。

松永会長　他にございませんでしょうか。色々ご意見を伺いました。挙げたことを、何らかの方法で活かしていただければと思います。次回、最終的な決定をされるようです。

事務局　　いただいた意見を反映させていただいて、次回の教育委員会会議に提出したいと思います。登録したあとに次回の審議会で出来上がったものをご報告します。

松永会長　ちょっと議論が不十分なような気もしますけど、皆さんからすでにご意見頂いておりますし、今出た意見をそれぞれ絞り込んだと思います。特に、どのように活用するかという問題について、大きい問題提起がございました。この件は本当に、こういった活動をしていることを皆さんに知ってもらいたい。郷土を詳しく知るということは郷土を愛することにつながると思います。例えばそういうことが小学生中学生などに、伝えられるチャンスがあれば本当に伝えていくべきだと思います。非常に貴重な意見でした。これは社会教育課だけの問題ではないように思いますので、難しい問題もあるかも分かりませんが、実現をしていただいて、そのときは皆さん、協力しますよということです。よろしくお願いします。

　　　　　それでは次の議題に移ります。

（３）勘場屋敷について

事務局　　資料の２に勘場屋敷について今までの経緯を記載しており、瀬口委員さんが作られた報告書を配布しております。指定文化財に向けてということでご意見を頂戴できればと思います。

松永会長　こういった経緯があって現在に至っているということで、写真の裏側に整備・活用に向けた具体的内容、整備方法等の検討があります。

事務局　　瀬口さんに調査して頂いた報告書を２００５年に作っておりますが、この報告書を頂いた後、そのままになってしまいまして、指定文化財に向けて作業に入ろうということで、この議題を提出しました。德重委員も言われたようにあれだけの価値のあるものが何ら指定されていない状況で、教育委員会としても、市の指定に持って行きたいという思いがあります。ただ、瀬口さんが作られた時から十何年経っておりまして、建屋の傷みがかなり進んできております。このあたりをどう折り合いをつけながら、市の指定に向けての作業に入れるかどうか、ご意見頂きながら、できれば次回の文化財審議会において、諮問させて頂きたいと思います。本来ならば、諮問なので、皆さまにこういうご意見を伺うようなことはあまりしないのですが、月日も経っておりますし、案件が案件ですので、今日ご意見頂いて、諮問に反映させていければと考えています。何が心強いかといえば、１２年前に関与していただいた方が、いらっしゃるということですので、もしよろしければ瀬口さん、かなり古い話になりますけど当時のいきさつ等をお伺いできたらと思います。

瀬口委員　当時芸短の福田先生と一緒に学生を連れて建物を見て回りました。勘場というのは、ご存知のとおり昔の役場ですが、この近くの勘場というのは船木にある勘場です。ここは通称勘場屋敷という昔からの呼び方をされているので、表題は勘場屋敷としています。文献などからすると、干拓の工事事務所的な役割を担っていたということで、代官の柳井さんが寝泊り、現場事務所として使われました。さきほどお話がありましたが、毛利の殿様が来られたのは、これが終わってから時期的には１７８０年とか１００年以上経ってからということなので、建築当初は単なる工事事務所であったということです。ですが、建築年代が１６００年代ということで、３００年以上経っている建物が山口県内にも他に無いということで、建物自体が３００年の風雪に今のところ耐えており、文化財に指定する意味が十分にあると思います。それと用途が、４００町歩の干拓をしたときの古い事務所であったという歴史的な価値があるということで、調査をしています。今の上段の間というところが、殿様が来るということで、後から上げたのではないかという、外観から見て痕跡が見られます。そういうことも含めて、勘場屋敷ということで、今の４００町歩の干拓と関連付けてしたらどうかという報告になっています。それと、当時は、この中にある配置図を見ていただければ分かると思いますが、真ん中が母屋で、納屋と左側に離れ、小屋がありましたが、今は母屋と納屋部分が残っているのみです。当時、改装はされていたのですが、その次のページに現況と、それから、次のページに復元の２で、古い柱がある所だけを取り上げております。これが時代的にどこの時代かということになると、多分、建築当初の１６００年というよりは、１７００年代の建物に近いのだと思いますが、指定するならば、ここの本体及び庭になるかと思います。残念ながら、次に書いてある付属屋は全部無くなってしまいました。当時屋根裏に少し上がったのですが、合掌造りになっていて、中で丸太が倒れている状態になっているので、トタン板で外観がかろうじて保たれている。いつ吹っ飛んでもおかしくない状態であるので、修復するなら、屋根から上はいろいろな問題が出てくると思いますが、３５０年前の建物で、県内でも最古の建物ということで、山陽小野田市の文化財としての登録ができるのではないかと、国宝にはなりませんけど、重要文化財を目指して登録されてもおかしくはないと思います。

松永会長　歴史的な面から、德重委員、ご意見は。

徳重委員　そのとおり、瀬口さんは現実的で、建築士として客観的に判断されて、素晴らしいと思います。私たちは情緒的だから、いけないと思いますが、山口県の最古の民家ですので、それだけでも大したものです。勘場といっても、これは代官である柳井三之允が寝起きをされておられたということでしょう。小さく見えますが、広島の三次市にあります、頼杏坪（らいきょうへい）役宅と比べますとこちらの方が大きいです。そこはまだこれよりもスケールは小さいですが、県指定になっています。これが放置されていることが、あまりにも歴史的に無関心であると思います。必ずしも古いものが良いというわけではないのですが、４００町歩を指揮した苦労なども伝えたいし、近くには国の指定の五挺唐樋もありますし、関係があるわけですから。文化財は文化財のことだけやれば良い、という原始的な考え方もあるとは思いますが、観光協会などとタイアップするなど、やはり横の連携というのは非常に大事だと思います。名称も、勘場殿様屋敷と「殿様」と入れても良いのではないかと思います。あまりにも地味すぎる、と言っては悪いですがそのように思います。庭も非常に簡素な庭ではありますが、江戸初期のああいう形の庭園というのは山口県では少ない。江戸時代後期の素晴らしい卓越した庭園もありますが、前期の、地味で無骨な庭園もＰＲしたい。それから、もう一つ、目（さっか）家というのは、中屋家がありますね、場所ははっきりしていないが、あったことは確かです。それから前目（まえさっか）、後目（うしろさっか）など、４つ目家がある。中屋家が一番大きいですが。それから、観音山城跡の関係、あれから目氏が出られたという、これははっきりしたことは良く分かりませんが、この辺りの連携が全てありますので、価値は非常に高いと思います。

松永会長　同じ歴史の立場から、開初さん、いかがですか。

開初委員　私も最近、勘場屋敷に行って、非常にご無礼な話ですが、建屋は全て解体して、勘場屋敷跡として整備してやるしかないとも思いました。現状を維持するとしたら、相当な金額がかかるのではないかと思いました。今のままだと、人が見に来てもちょっと恥ずかしくて、とても案内できない。それと今、徳重先生が言われたように目氏の前の信次氏が観音山に根付いたことまでは分りますが、あそこで、何を生業にしていたのか良く分からない。あそこに移り住んで、何を生業にして今に続く家の基礎を作ったのか。高泊開作ができて、庄屋になったのは分かる。庄屋になって、庄屋だったらある程度、財を成すということは分かるが、それに任命されるということは信次氏があそこで何軒かの家臣、家来を連れていたのでしょうが、何を生活の糧にしていたかということがいろいろ調べるけど分からない。その地域の農業や商業を治めていれば自分たちの財を家臣たちに、禄を分けたりできたのでしょうが、あそこは田んぼもなかった。おそらく海賊だと思いますが、その辺、徳重先生ご存知でしょうか。

徳重委員　最初は信次という姓で、戦国時代に戦争で負けて、あそこに逃れてきたのか、居ついたか、その辺は良く知りませんが、それから、あそこの片山の地に三代まで住んでおって、三代のときに目のサッカに姓を変えて、六代目のときに、今の作花の名前に代えて、庄屋になってということしか、私も良く分かりません。

開初委員　何回か観音山に案内したときに行ったのですが、作花さんには申し訳ないですが、作花さんの先祖はこの辺で海賊をしていたと冗談で言っていました。漁村ではないから漁業もないし、お米も作れないし、ということになると、水先案内か何かで財を成したのではないかという推測ぐらいしかできませんが、それが分かれば、またあの辺りの歴史も面白いと思います。

嶋田委員　勘場屋敷も長い間見てきましたが、すごく傷んでいますし、去年は、上段の間も、上から天井が落ちてきて。これを改修すると、億以上のお金がかかると言われています。ふるさと文化遺産の活用という話が出ていますが、仮にあれを修復しても、どう活用していくかという道筋がないと、それだけの高いお金をかけにくいという気がします。誰が管理して、どう活用していくかということ。それをしっかりと決めた上で道筋をつけて、もしそれがつけられないとなると、もうあのまま置いておくか、あるいは朽ちた後で解体するかしかないと思います。億以上の金というのは大変な額ですし、三次市の方は県の文化財ですので、市の文化財よりも県の文化財に格上げして、そちらの方からお金を取れるようになるとまた違うのでしょうが。いずれにしてもどう活用してくか、維持管理してどう活用していくかというのが大きな問題で、それに道筋をきちんと付けて、それで、地元があれを維持管理して活用していく方法ということも必要ではないかと思います。秋穂のふるさと探訪会というのがあり、県内の史跡を巡って歩いていて、９月に山陽小野田市に来るのですが、下見であそこを案内しました。以前は徳利窯から南の方を、一日かけて案内して、今度は北部も見たいということで、セメント関連から、この高泊開作関連の高泊神社、五挺唐樋、勘場屋敷を案内しましたが、勘場屋敷はパスしようと言われました。駐車場は高泊神社の前に停めれば、距離が近いですから、問題はないのですが、あそこを見て、会員に見せようということにならなかったのだと思います。ですから、大事なのはどう活用できるのかだと考えております。

徳重会長　場所替えするかしないと。今の狭い所は足場も悪いし、竹やぶはあるし、利用価値といったって、人が集まれるような所ではない、と言ったら失礼ですが。

嶋田委員　長府の毛利屋敷みたいな感じですかね。いろいろ活用していますね。あそこはそういう使い方ができるので。

事務局　　今回諮問をさせて頂く上で、論点は二つです。建造物として見るか、史跡として見るか。諮問するにあたって、そこを事務局側から絞って、お願いすることはありませんが、そのあたりも含めて、ご意見を頂きながら。指定文化財にする以上はカテゴリーをどちらにするかという問題になってくるかと思いますが、次回以降、またご意見頂きながら、進めて行きたいと思います。三、四年前、国の文化庁の職員がすごくご執心で、史跡として周防灘開作の関連として、国の文化財になるかもしれないと言う話がでました。あのときにご意見を頂いて、関連付けられるということは、徳重先生にも断言して頂いたので、史跡としてということになればそういう高泊開作の流れの中の一つとして、指定していくことになるかなと、今のところは考えられます。いずれにしても、またご意見をいただく場を次回、設けたいと思います。

　　　　　その後ですが、県の指定にという話がありましたが、県の指定にして、県の予算をという考え方もあるとは思いますが、県は今回のセメント竪窯の補修工事も３年見送られているという状況ですので、県の文化財関連予算も厳しい状況ですので、現実的には難しいかなと思います。

松永会長　状況はだんだん明らかになってきましたが、ここの結論は。

瀬口委員　使い方が分からないからと壊してしまえば、もうどうにも出来ません。セメント社宅はどうにか残しましたが、残したからこそ、ああして使われています。使えないからといってここで壊してしまえという決定をするのは、ちょっと無謀だと思います。以前、管理をされていた野村さんが元気な頃は、あそこでお茶会をされたり、お花をされたりで、地域の方々が顔を出すこともありました。手を入れないから行かないようになる、行かなくなるから壊れてくる、壊れてくるから使わないという悪循環があるので、ここは指定ということで前向きに考えて、上関の勘場みたいに高いところにピカピカに造りかえるというような修復の仕方をするのではなくて、予算の範囲でやれば使えるように、残せるようにできるので、ここの審議会では、残せる知恵を皆が出して欲しいと思います。壊してしまえばそれまでですから。

開初委員　昔の茅葺きの屋根というだけでも、観光資源になるのだから、それに勘場屋敷という付加価値があって、立派なものになると思います。

松永会長　原田委員は、ご意見はありませんか。

原田委員　一回しか見に行ったことがないのですが、傷みが随分ひどい気はしました。それから、茅葺の屋根を復元できれば非常に面白いが、経費の問題は考えないといけないと思います。

松永会長　高泊開作を語るにしてもあの遺構は非常に大事で、五挺唐樋と勘場屋敷はやはり、歴史的視点から見たら関係がある。あれをなくしていいという議論は成り立たないと思います。なんとか維持してその活用の方法を考える、うまい活用方法が見つかったら、維持の役割を手助けすることができるかもしれません。審議会の意見としては、今聞かれたとおりです。壊れてしまうのは仕方がないけれども、壊してしまえという意見はなかったと思いますので、そのへんを勘案されて、また討議をしていきたいと思います。残したいという意見は、皆さんほとんど同じだと思いますが、方法はどのようにしたら良いかという意見は分かれるかもしれません。よろしく取りまとめをお願いしたいと思います。

（４）ふるさと文化遺産の今後の予定について

事務局　　ふるさと文化遺産の今後の予定についてです。前回の審議会の中で、次のふるさと文化遺産の題材として、山陽道を取り上げようということで、概ね、同意をいただきました。先ほどからご意見頂いておりますように、勘場屋敷の指定の件や、ふるさと文化遺産の活用の方に力を置いていきたいと思いますので、すぐ山陽道のほうに取り掛かってすぐ登録ということではなくて、次年度以降また審議会に提出させて頂きたいと思います。

（５）ハマセンダンについて

事務局　　資料３と、Ａ３を２枚折った資料を配布しております。ハマセンダンについては、平成２５年６月に市の天然記念物に指定しましたが、県の指定を受けられるのではないかという、地元等の要望も出ておりますので、県に相談しましたところ、文化財審議会の方で、協議をしてみてはどうかということで助言をもらいましたので、皆さんのご意見をお伺いするものです。参考資料というのは、県内に県指定の天然記念物が５２件あり、その中に巨木に関するものが２７件ありましたので、所在地と概要を記載しております。

松永会長　さすがに、かなり有名で知っているものばかり。私は前の副会長の酒井さんと一緒にほとんど見ていますが、すごいと思えるものが多いですね。この中に仲間入りができれば、これに越したことがないような気がします。

徳重委員　あれを管理するのは宇部フィルムですか。

事務局　　所有者が宇部フィルムさんです。年に一回樹木医による診断をしており、実施主体は宇部フィルムですが、経費は市が全額補助金を出しています。天然記念物については、１００％市が負担するというふうに要綱を改正しまして、所有者負担ではなく市が全額補助するという要綱になっています。土地の寄贈の話も出てはいますが、いろいろ所有者さんとの話し合いがありまして、寄贈にはまだ至っていないという状況です。昨年、周辺整備をしましたので、神社の廃屋の方はきれいになりましたが、地元の竜王山公園協賛会からは、国級のものなので、ぜひ県にという話が、上がって来まして、県に問い合わせたところ、まず、文化財審議委員さんの意見を聞いてもらえませんかということでお諮りしているところです。

開初委員　何回か、人を連れて行っていますが、ほとんどの人から、山頭火が詠んだクスの森に匹敵するような感動を受けたという話を聞きます。だから、県の巨木の中でもトップクラスに入ると思います。そういう、人に感動を与える木だと思っています。

嶋田委員　私も結構お客さんと出掛けます。県下からお客さんが４、５０人くらい来て、観察会もやっています。ハマセンダンに必ず連れて行きますが、やっぱりあの大きさを見て、皆さん、「わぁ！」って言います。これは山陽小野田の宝でありまして、県の宝に匹敵するくらいだと思っています。しかしながら、地域の子供たちがあまり知らない。本山小学校の子供たちに、見たことあるか聞きますが、あまりいない。先ほどから出ていますが、山陽小野田市に魅力あるものがたくさんありますから、そういうものを市民が知ることが必要です。我々語り部の会の話になりますが、市の外に向けての発信もありますが、半分は、市民、子供たちに向けての発信というのを視野においています。ですから、県の指定になった方が格が上がるのかなと思います。

　　　　　県の指定になった場合に樹木医による調査とかですね、そういうのは県レベルでやるようになるのですか。市では、定期的な診断とかそういうのはできなくなるのですか。

事務局　　資料３と書いてある用紙の裏をめくっていただいたところに、県の指定を受けることのメリット、デメリットを書いております。県の文化財保護条例の１６条に管理や修理について多額の経費を要して、管理団体や所有者が負担にたえないときは、予算の範囲内で補助金交付できますという規定がありますが、実績としては、あまり県から補助金が出ていないという状況だそうです。また、デメリットというふうに書いておりますが、枝を切ったりする場合、県の許可を得ること無しには出来ないということで、県に許可をもらってからになります。

開初委員　県指定を受けて、管理者を市にするのはどうですか。

事務局　　管理者を市にするというやり方はあると思います。

瀬口委員　県の指定を受けたら、市の文化財から外れるのですか。

事務局　　県指定というカテゴリーにかわって、市の指定は解除されるということです。

松永会長　いろいろ意見がでましたが、方向としては、前向き、県に上げても良いのではないかという方向だと思います。

事務局　　では、審議委員会の意見は、この表の中に加わっても遜色ないということで。今後、県とのやりとりを逐次報告させていただきます。

６　報告

（１）山口県埋蔵文化財センターとの共催事業について

事務局　　資料４にありますとおり、９月３０日から１１月１２日まで「発掘された山口巡回展」を歴史民俗資料館で開催します。この企画展は平成２２年から県の埋蔵文化財センターと開催している企画展です。今回は平成２７年度に県内で発掘された資料を展示、解説します。初日の９月３０日には埋蔵文化財センター事業課長河村吉行さんによる「陸の遺跡と水中の遺跡」と題した講演会とギャラリートークを開催します。関連イベントとして、１１月５日にはおのだサンパークの催事場で、本物の土器に触れるなどして埋蔵文化財に親しんでもらうことを目的とした、「地域イキイキ☆ふれ愛まいぶん」を開催し、歴史民俗資料館もおのだサンパークに出展します。

７　その他

嶋田委員　皆さんのお手元に、ハマボウの資料をお渡ししていますが、ハマボウにつきましては以前、文化財審議会でも議論されたところです。ハマボウとはどういう植物かというところからお話させてもらいますと、ハマボウは、アオイ科の植物で、落葉低木です。本州では神奈川県の三浦半島以西に分布しています。韓国の済州島まで分布しています。背の高さが４、５ｍくらいになって、花は７月に咲く。ご覧のような花で、アオイ科ですから、オクラの花と全くよく似ていて、構造的に全く同じです。花弁が５つで、ハイビスカスや今我が家で咲いているハナオクラとほぼ同じです。一日花で、朝開いて、黄色になり、翌日には、ややオレンジ色になります。オレンジ色になってしぼんできて、昼でしぼんで、そのうちポロっと落ちます。これが有帆川のＪＲ山陽線の下から上流にかけて小さなものを入れると３、４０個体あるかと思います。昨年、一番大きい５ｍくらいある木が４、５本切られました。資料の右下の写真を見てください。これは、切られた後です。誰が切ったか定かではありません。このように大切なものを切られてしまうのはやはり、ハマボウに対する認識が無いからです。このハマボウは、もう一か所、厚狭川の左岸、後潟の方に自生しています。ハマボウというのは非常に貴重な植物で、２０１４年現在、１府１９件で絶滅種、絶滅危惧種に指定されています。山口県では絶滅危惧種Ⅱ類に分類されている。Ⅱ類というのは、このままおいておくと、無くなっていく可能性があるということです。このハマボウは汽水域によく見られまして、山口県では萩に５株ほどあり、萩市が北限ということで、市の天然記念物になっている。全国的にも市のシンボルの指定は、鳴門市、御坊市、糸島市、西海市、天草市でされている。このようにハマボウに対する市、あるいは市民の認識不足がゆえに、レッドリストに載っているような大事なものが切られてしまうということが起こる。ですから、本当にもう少し、大事さを認識することが必要だと思います。そのためには私の個人的な想いですが、市の天然記念物になってほしいなという強い願いがあります。ハマセンダンは県のほうに格上げして、ハマボウは市の天然記念物にして、守っていきたい。酒井先生にお話を聞いたら、以前は目出の駅の下あたりにたくさんあったらしいですが、河川改修で全部無くなってしまった。ですから、今残っているのはこの、有帆川の河口と後潟の二箇所だけです。これが山陽小野田の宝となったら、ぜひそうなってほしいという私の思いもあります。

松永会長　大変きれいな花で、切られたという連絡を受けまして、私もすぐ見に行きました。おそらく、こういうことをご存じない方が、切られたのでしょう。川の内側、堤防よりも川側に繁茂しているものですが、植生上、そういう性格のものです。渡場にあるものも全く同じです。前は渡場のところも背が高かったですが、今は背が低くなっています。これは切られた結果です。そう考えますと、やはり、何らか保護する必要がある。見られたらびっくりするくらいきれいです。ぜひ、花の時期、行って見られたら、皆さんも納得されるのではないかと思います。

事務局　　刈っているというのは、河川の管理上刈っているのでしょうか。

嶋田委員　河川の管理は県土木ですか。

事務局　　二級河川ですから、県土木です。

松永会長　ただ、あの刈り方はおそらく、県土木が手を下したのではないという感じがする刈り方ですね。

嶋田委員　地元の人も、誰がやったかわかりません。地元の人はあそこに柵、ネットを付けるけど、それが価値あるものかどうか、認識があるかは、別物です。

松永会長　例えば、マスコミにも流して、花の季節にカラーでこれ大事なものですよ、ということ周知していかないといけない。

嶋田委員　宇部日報には情報を流してですね、山口新聞にも載せてもらったことがあります。今年も宇部日報には載りました。そういうふうにして発信はしていますが。

事務局　　萩は５株と書いてありますが、こちらはもっと多いのでしょうか。

嶋田委員　こちらはもっとあります。萩は５株しかないが、北限という意味があるそうです。このハマボウはどこでも生える植物ではありません。結構稀な植物ですので、周知、保護してもらいたいと思います。

松永会長　皆さんの方で何か、ご意見なり、要望なりありましたら。ございませんか。それでは、これで一応、こちらの議事としては終了します。事務局から何かありましたら。

事務局　　今日はありがとうございました。長時間にわたり貴重なご意見を頂きありがとうございました。また、頂いたご意見を参考に今後の事業を進めて行きたいと思いますので、よろしくお願いします。